

# 難民 Refugees

Number

# 23

2002年第4号

UNHCR  
ニュース

United Nations  
High Commissioner  
for Refugees



Exclusive Interview

## 緒方貞子

前国連難民高等弁務官

Operation Report

スリランカ

## 望まれる和平と 人々の再定着

ザンビア

## 多岐にわたる コンゴ難民への援助



# UNHCR

国連難民高等弁務官事務所

# Contents

## Operation Report

### スリランカ 望まれる平和と 人々の再定着

- 3 スリランカの現場から
- 5 ザンビア  
多岐にわたるコンゴ難民への援助

## Exclusive Interview

- 6 緒方貞子 前国連難民高等弁務官

## Partnership in Action

- 8 難民キャンプに図書館を
- 9 UNHCRとJICAとのパートナーシップ

## Guest Column

- 10 法務省 入国管理局 難民認定室長 佐々木大介

## Domestic Asylum in Japan

- 11 難民法 第3回
- 12 日本の難民保護 第7回

## Staff Profile

- 13 私とUNHCR 第3回

## From "Refugees" Magazine

- 14 生きるために不可欠な生活物資 「薪」
- 15 環境移民と難民

- 16 HCR協会から

## eセンターから

- 17 eセンター2年目を終えるにあたって

## Information

- 18 アフガニスタン住宅再建募金  
キャンペーン開始
- 19 世界のUNHCRのニュースから
- 20 日本の歴史と庇護

## 表紙写真 過去の記録写真から

メイン(モノクロ) ザンビアのキャンプで生活するモザンビーク難民(1988年)。UNHCR/A.Hollmann

上 - 右 緒方貞子 前国連難民高等弁務官。UNHCR/E.Brissaud

上 - 左 スリランカ国内避難民の約75%は女性と子ども達。スリランカ北部のパブニヤ。©UNHCR/M.Kobayashi

難民  
Refugees  
Number23  
2002年第4号



## Message from the Editor

本号では、緒方貞子・前国連難民高等弁務官が、一時帰国中に独占インタビューに応じ、難民と庇護希望者の問題についてご自身のお考えを語って下さいました。「人間の安全保障」という興味深い観点からみたアフガン情勢にも触れています。緒方氏が日本国内での庇護問題について引き続き強い関心をもっておられることは、UNHCRにとっても非常に大きな励みです。最近、日本政府は庇護状況の改善を発表しましたが、これを機に、日本が国内庇護政策においても「世界の人道問題における先進国」という評判に違わぬ国となることを、緒方氏同様、UNHCRとしても期待しています。

本号では、スリランカにおけるUNHCRの活動報告を紹介しています。同国ではアジア地域でも稀にみる長期紛争が続いていました。新たな和平交渉が今度こそ戦いに終止符を打ち、難民と避難民に持続可能な解決策をもたらす前提条件が整うことが望めます。同様に、アフガニスタンでは、緒方氏も指摘されるように、ようやく芽生えはじめた平和を確立するために、人道機関や開発機関による、タイムリーかつ十分に調整のとれた介入が求められる新たな局面を迎えています。

## お知らせ

UNHCR日本・韓国地域事務所はホームページを開設しています。ぜひご活用下さい。資料紹介もあり、ホームページから電子メールでのお申し込みも可能です。

<http://www.unhcr.or.jp>

## 資料に関するお問い合わせ先

UNHCR(ユー・エヌ・エイチ・シー・アール)  
日本・韓国地域事務所 広報室  
〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前5-53-70  
UN/ハウス(国連大学ビル)6階  
TEL 03-3499-2310(広報室直通)  
FAX 03-3499-2273

## その他のお問い合わせ先

TEL 03-3499-2011(代表)

UNHCRニュース  
「難民 Refugees」No.23 2002年11月

発行人 カシディス・ロチャナゴン  
編集 浅羽俊一郎、箱崎律香、大川宝作  
野中聖子、目沢寿美子  
デザイン 鈴木俊秀  
制作 (株)トライ

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に支えられています。ご寄付は郵便振替にてお願いいたします。  
口座番号 00140-6-569575  
加入者名 HCR協会  
(手数料加入者負担)



## スリランカ

インド洋に浮かぶ島国。1948年に英連邦内の自治領セイロンとして独立。72年には自治領から脱し、スリランカ共和国に。民族はシンハラ人が人口の大部分74%を占め、タミル人が18%。72年、少数派のタミル人がシヤフナ半島を中心とする北部と東部の独立をめざし、「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」を設立。1983年以降、スリランカ政府や軍とLTTEの間で戦闘やテロの応酬が続く。このため、これまでに20万人以上がインド南部へ避難し、100万人ものタミル人シンハラ人が避難民となっている。



村に帰ったばかりの女性が家長である家族。国内避難民キャンプから持ってきた物を使って小さな小屋を建てた。  
UNHCR/K.Kaneko

## Operation Report

# スリランカ 望まれる和平と 人々の再定着

約20年にわたり戦火の絶えなかったスリランカ。今年始めから継続中の和平交渉は、これまでにない進展を見せている。長年、戦火から逃れて移動を続けてきた人々は、果たして故郷に再定着できるだろうか。今後の課題について現場から報告する。

## スリランカの現場から

### 和平交渉の開始

2002年2月、スリランカ政府と武装組織「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」は戦闘行為を停止するための了解覚書(MOU)に調印し、恒久的な解決へ向けた交渉に入ることに合意した。6万5000人の若い命を奪い、100万を超えるといわれるスリランカ難民、国内避難民を生んだ内戦は、約20年を経てようやく収束の兆しを見せている。2月以後の緩やかではあるが着実な和平交渉の進展は、国内避難民およびインドからの難民の自主帰還を促す結果となった。2002年9月現在、国内避難民約80万人のうち12万人が、さらにインド南部で登録されていたスリランカ難民、8万5000人のうち約1000人が自主的に帰還したと報告されている。

9月16日から18日までタイで開催されたノルウェー政府の調停による和平会談では、紛争地であったスリランカ北部および東部地域における暫定行政機構の発足へ向けた第一歩を記した。スリランカ政府とLTTEは、和平会談を今後も継続

していくことを確認するに至った。また、自主的に帰還した難民・避難民への援助、そして彼らの住む地域の復興が、和平交渉を進めていく上で重要かつ緊急な課題であると明言している。

### UNHCRの役割

スリランカ北部および東部の多くの地域では現在も地雷が撤去されていない。その数は200万個ともいわれ、UNHCRをはじめとする国連機関や非政府組織(NGO)による緊急援助、復興へ向けたプロジェクト実施の大きな障害となっている。そのような地域への避難民の帰還は、危険を



スリランカ・キリンチ事務所長  
**金子一弘**

#### Profile

かねこかずひろ  
1955年、熊本県生まれ。関西大学法学部卒。1980年よりインドシナ難民の救援活動に非政府組織(NGO)の一員として参加。その後、カンボジア難民救援のためにタイに設置されたUNBRO(国連国境救援機関)を経て1991年よりUNHCRの職員に。カンボジア、バングラデシュ、ケニアの事務所で主に難民の本国帰還のプロジェクトに参加する。スリランカへは2002年1月から家族4人で赴任。

伴うばかりでなく、生活に必要な最低限の飲料水の確保さえ困難なため、帰還に向けた時期が熟したとは言いがたく、UNHCRは、国内避難民および難民の帰還にはまだ適した状況ではないと判断している。しかし、自主的に帰還した人々への仮住居（シェルター）飲料水、保健衛生の提供、子どもたちの教育の継続は最低限確保されるべきものであり、UNHCRは援助活動の継続が緊急かつ重要で、それ自身が和平を支えていく大きな力になると確信している。また、LTTEの支配地域におけるUNHCRの活動は、帰還民を含む地域住民の基本的な人権が侵害されることのないように、保護官によるモニタリングも緊急援助と併行して進めている。

## 増大するニーズ

UNHCRは、すでに帰還した12万をこえる人々、それに加え和平交渉の進展に促され、これから帰還していく数多くの人々への緊急援助に有効な対応策について関係各国連機関（ユニセフ、世界食糧計画《WFP》、国連開発計画《UNDP》）などと調整を終えた。増大するニーズに応えるために800万ドルの追加予算を組み、帰還民の速やかな再定住のための援助、近い将来の帰還が何らかの理由で不可能な人々への援助継続などを基本に、以下の目的を達成すべく計画を立案している。

### 自主的に帰還した人々および国内避難民の人権の擁護 生活物資や仮住居など緊急援助の継続と拡大 政府関係者、NGO職員などへの人権尊重のための 啓蒙活動 社会・経済復興のための援助

差し迫った問題として、子どもたちは破壊された学校が補修され、そこで再び学べることを心から待ち望んでいること、農民は灌漑用水路が再び機能し生産が向上することがあげられる。そしてなによりも政府軍やLTTEの若い兵士たちは平和を望み再び銃をとることがないよう和平交渉の進展を見守っている事実を忘れてはならない。

## 国際社会の貢献

最も緊急かつ重要な地雷撤去プログラムには早い時期から資金が集まり、国連機関やNGOはスリランカ政府とLTTE 支配地域においてすでに第一段階の活動（地雷撤去作業従事者のための訓練、地雷埋設地域の確定など）を始めている。スリランカ北部・東部の復興が「和平の実現」にとって最重要であると認識したスリランカ政府は、その実施のために国連機関によるニーズ調査を今年4月に受け入れた。緊急、中・長期にわたる国連機関によるプロジェクトの内容はまとめられ、すでに援助



ブトゥムリブ村の学校。もともと貧弱な施設に増えつづける帰還民の子ども達を全員収容するのはいずれ難しくなるだろう。10月に雨季は始まり、教室の再建と修復が急がれる。  
キリノチ地区 UNHCR/K.Kaneko



一月前に、故郷ブトゥムリブ村に戻ってきた老夫婦。雨露をしのぐために、小さな小屋をなんとか建てたという。  
キリノチ地区 UNHCR/K.Kaneko

金拠出国へ報告された。スリランカ政府は、9月の国連総会においても繰り返し「内戦によって被害を受けた地域の経済復興と開発が、今後の和平交渉を継続させていく重要な鍵である」、「帰還民の抱く希望がこれから平和を支えていく大きな力になる」と訴えた。UNHCRをはじめとする国連機関やNGOによる援助が、スリランカ政府とLTTEの和平交渉を積極的に支える力になるには、国際社会の強い関心と緊急援助、復興に必要な資金の長期的確保が前提である。

## そして、日本

長年、日本政府は、UNHCRのスリランカにおけるオペレーションにかかる資金の約30%以上を拠出してきた。コロンボの日本大使館は、2002年に入り、「草の根無償援助」の枠の中で困難な状況にある帰還民への飲料水や農業用水のためのプロジェクトに資金を提供している。

外務省の外郭団体である「アジア福祉教育財団 難民事業本部（RHQ）」は、NGO合同調査団をスリランカに派遣し、日本のNGOの援助活動の可能性を探っている。この調査団の一員でありベトナム、ミャンマーでUNHCRのパートナーとして活動している「ブリッジ エーシア ジャパン（BAJ）」は、プロジェクトの立ち上げのために現場に入り、私の所属するキリノチ事務所の職員と、帰還民の青少年を対象とした技術訓練実施の可能性について話し合いを始めた。2003年度からのプロジェクト開始へ向けてBAJ東京本部でもその態勢に入ったと聞いている。

スリランカにおけるオペレーションは困難で、UNHCRも多くの課題を抱えているが、これを成功させるためにも、今後の日本政府・NGOのさらなる貢献に期待したい。



# 多岐にわたる コンゴ難民への援助

南部アフリカの国ザンビア、ルアブラ州北部に、私の担当するカラ難民キャンプがある。近隣5か国を巻き込んだコンゴ民主共和国（旧ザイール）での戦争を逃れ、ザンビアに流れ込んだコンゴ難民のキャンプで、2000年8月に設立された。まだ2年ほどの比較的新しいこのキャンプの人口は、2002年9月現在、1万7542人。東部コンゴの情勢は不安定で、いまだに月200 - 300人ほどの難民がキャンプに着く。ここでUNHCRは、ザンビア政府、他の国連機関、NGOと、医療、教育、農業、環境、建設など、多岐にわたる援助を行っている。

キャンプの設立前は野原だったこの土地は、幸い水に恵まれている。キャンプのわきの小川の水は、ポンプで汲み上げられ、消毒後、水道を通してキャンプ各区に届けられる。水を管理しているのは難民である。

キャンプにはUNHCRのパートナーNGOの運営するクリニックがある。栄養不良の子どものための給食センターも併設されている。母子保健、コミュニティを主体とした保健士、助産婦による保健医療も少しずつ進んできている。

小学校には、9月からの新学期に前学年以上の子どもが集まった。教育を重要視しない親が多いのが問題であると、同じく難民である校長を始め他の先生も、より多くの子どもがキャンプで学校に行けるようめざしている。中には学校に行くのはここで初めてというティーンもいる。UNHCRは、就学機会のなかった大人のためにスワヒリ語（東コンゴの日常言語）やフランス語（コンゴの共通語）の授業を行っている。

食糧は配給されるが、好きなものをお腹一杯食べることはできない。食糧供給の安定をめざし、畑を耕す意思のある難民には、UNHCRから種と農具が配られる。このプログラムは雨期の9月から二期目が始まる。今年はザンビア政府の協力によってより多く難民に土地が割り当てられた。とはいえ予算は限られており、農業をしたい難民の約半数が、今期、種と農具を受け取り、残り的人々は来年にならざるを得ない。

難民キャンプでよく心配されるのは環境への影響である。特に料理に不可欠な薪をどうやって賄うかが問題だ。UNHCRはNGOを通じて、環境保全のために、薪を集める場所を広く設定し、枝だけ取るなど、環境に優しい木の利用法を教えている。薪の使用量が半分で済む泥かまどの作り方・使い方の指導は今年7月に始まり、今では約100家族が使用中。その数は増える傾向にある。

生理用ナプキンも去年から配られている。厚く重ねた布地にひもがついた形で、繰り返し洗って使える。共同の洗濯場で洗えないため、今年から洗濯用バケツと一緒に配っている。その数は、

生理用品が必要な女性の数と比べると少ないが、女の子を学校に通いやすくさせるという効果もある。

性的暴力、家庭内暴力（DV）やレイプなども、人が密接して暮らすキャンプ社会では起こりやすい。多くの場合、犠牲になるのは女性である。今年6月からはNGOの訓練を受けた難民が、性的暴力委員会を設立し、被害者のカウンセリングにあたっている。二か月前のレイプ事件を家族がそと委員会に持ち込んできたりと、その相談役的存在が少しずつ認められ、相談件数は増えている。キャンプに駐在するザンビア警察の協力で、ザンビアの法律による検挙もより効率的にできるようになった。しかし夫に暴力を振られたと相談してきた妻が、いざ委員が話を聞こうとすると相談を取り下げたこともある。持ち込まれるケースはまだ氷山の一角であり、夫が妻を

殴るのは当たり前という男性中心社会で、人々の意識が変わるのに時間は要するだろう。

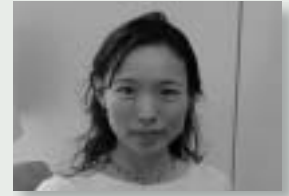
難民問題は、ザンビアにとって決して新しいものではない。1964年の独立以降、アンゴラ、モザンビークなどから、繰り返し難民の流入があった。UNHCRがザンビアに事務所を開いたのは1967年のことだ。

現在、アンゴラ難民が多い西部では、政府や他の国連機関と協力して、難民と難民の受け入れ社会の援助と開発のニーズに応える「ザンビア・イニシアティブ（p.7参照）」が進んでいる。長期的な難民

問題を解決しようとするこの包括的アプローチには、日本を含む支援諸国、そしてJICA（国際協力事業団）の働きが大きい。

6月に着任してやっと3か月。帰還民のモニタリングには4年間携わったが、キャンプを担当するのは初めて。毎日がドラマだというのが素直な感想である。コンゴ難民は率直に自分の意見を主張する。真摯に対応すれば、それなりの反応がある。自分のコミュニティを良くしようと無償で働く人もいれば、見返りがないと文句をいう人もいる。難民の中に知った顔が増えるにつれ、少しずつ深まる信頼関係を感じる今日この頃である。

キャンプは、不安定な仮の住まいである。しかし好意的に見れば、祖国では限られていた教育、医療保健などのサービスが受けられる。ここで、様々な知識と技術を身に付け、帰還した後には祖国の平和と発展の礎となって欲しいと、難民の明るい笑顔を見るたびに、切実に願っている。



ザンビア・  
カウンプア支所  
フィールド担当官

## 斎藤香織

### Profile

さいとうかおり  
1971年生まれ。ミシガン大学卒。  
エール大学にて公衆衛生修士号  
を取得。1997年、JPOとして  
UNHCRのミャンマー事務所  
の職員に。その後、2000年8月  
から12月まで世界食糧計画  
(WFP)の職員としてアン  
ゴラ事務所勤務。翌年、  
UNHCRに戻り、グルジア、  
パキスタン事務所勤務を  
経て現職。UNHCRの職員  
となった理由は、現場志向  
の強い機関であるから。



学校に集まった生徒たち。  
UNHCR/K.Saito

# Interview

聞き手  
UNHCR日本・韓国地域副代表  
あさば しゆんいちろう  
浅羽俊一郎

前・国連難民高等弁務官  
人間の安全保障委員会 共同議長

## 緒方貞子 氏

お が た さだ こ

**今も世界中で、多数の難民問題が続いていますが、特に注目される地域はどこでしょう？**

**緒方**：難民問題で世間が注目するのは、大量の難民が急速に流出して、難民の状況が悲惨なときです。ところが、一番大変な流出時期が終わったり、難民問題が長く続くと、関心が下がってきます。

そういう形での注目に依存していると、難しいです。もっと「問題解決型の注目」を得るようにしないと、UNHCRの仕事に対する世間の理解を十分得られないのでは。

難民問題の中で一番大きな未解決のものは、歴史的経緯からUNHCRの管轄ではありませんが、中東のパレスチナ難民ではないでしょうか。そして国際的な支援と関心をもっと必要なのは、チェチェン、グルジアの問題。それからアフリカは軒並みありますが、たとえばアンゴラやコンゴ、ルワンダ、そしてシエラレオネなどはやや解決に向かっていきます。現在は新しい問題が出ておらず問題解決の糸口をつかみかけている時期なので、その支援の準備を進めることが非常に重要ですね。

**そういう観点からアフガニスタンの現状はどうご覧になりますか？**

**緒方**：アフガニスタンは、思いがけない展開で、大きな帰還につながった点は嬉しいことですが、帰還も決して楽なものではなく、それに伴う「帰還危機」を予防するには、今度は開発事業との大規模な連携が必要なのです。

ルベルス高等弁務官が言ったように、帰

還は進んでいるけれども、開発との連携はうまくいっていません。その連携をどうやってつくるか、私も高等弁務官時代に「ギャップ問題」（注：人道援助から長期的な復興・開発への移行に生じる切れ目・継ぎ目ギャップをどう克服するか）を、随分苦労して色々な機会に提示しましたが、ひとつ間違っていたのかな、と最近思います。

というのは、現在、国際的な開発援助機関はまだ机上での計画段階で、実際に動いていません。とすれば、誰が開発に動いてくれるのかというと、アフガンの政府なのです。それには中央政府と地方政府がありますが、中央は行政能力が弱いので、地方レベルでタイアップの余地があるのではないかと。

そういう考え方から、今度、日本政府が進めている「地域総合開発支援」（注：アフガニスタン内の優先地域を対象に、関連する国際機関が協力し、人道援助から継ぎ目なく、地域の復興・自立をめざす支援）や、UNHCRのような現場にいられる機関には非常に大きな期待をしています。先に人が動き出して帰ってくる、それを受けて、住居や水や教育などの機能をどんどん入れていかないと、帰ってきた人たちが再定住しないのです。そういう意識は住民と政府の中にも広がっています。

**そうすると、先生がやっておられる「人間の安全保障」や、アフガニスタン復興会議など、すべてつながっているようですね。**

**緒方**：それは少しずつ、つながっていますね。アフガンの復興会議では、（共同議長や日本政府代表として）私が手伝えることになったので、アフガニスタンの問題にはかなり実質的な関係を持っています。そのためUNHCRの役割や難民について一層理解も

深まったと思います。それから政策立案についても、私が代表する日本政府だけではなく、アフガン移行行政権や国際機関などと一緒に向き合えるようにしようとしています。

私が共同議長を務める「人間の安全保障委員会」

（注：国連ミレニアム・サミットで提案された、人間の生存、尊厳への脅威から守る取り組みである「人間の安全保障」を推進するため、昨年6月にニューヨークで発足）は政策提言をしますが、理論的な報告にとどまらず、報告書が政策の実現につながるように現実的な報告をしたのです。そのために半分に分けて、一つは紛争に関連して、UNHCRなどは、私が以前に経験のあった「紛争下のような状況での人間の安全保障」を見ていこう、と。

それから、委員会のもう一人の共同議長であるアマルティア・センさん（ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ学長、ノーベル賞受賞者）は貧困・開発の問題について造詣の深い方ですから、「開発につながる人間の安全保障」を見るというふうにしました。その両者が一緒になって初めて、復興や投資の方向につながる提言ができると思うのです。

人間の安全保障には、二つの大きな柱があり、一つは、政府、国家など上から出てくるもので、「人間を保護すること」です。政府でも国家でもできない場合は、国際機関がやることになり、紛争の中で保護する、法的に保護する、法秩序の樹立に貢献する、そういう方向からの保護です。

二つ目は、それと同時に、人間は安全をただ受け身で保障されるのではなくて、下からの「自立能力の強化（エンパワメント）」が必要です。教育を受け、ものを考え、自分で自分を守るような人たちが出て初めて、国家からのいろいろな保護が実を結ぶわけですね。その両者をどういう形で合体させていけるかが大事です。アフガニスタンをそうした一つのケーススタディとするプロジェクトもあります。

**海外における日本の援助はいかがでしょうか？**

**緒方**：皆さんにも、少し研究していただきたいと思いますが、日本の援助は「手仕事型」なんですよ。今回、アフガニスタンに行った時にも感じたのですが、日本は、良いプロジェクトをやっているんですよ。でも、プロジェクトとプロジェクトを全部つないだ戦略性というものの発想も展



UNHCR





UNHCR国会議連の先生方に、ぜひ、海外の難民援助の現場を見ていただく機会を作らないと。



10年間毎日、休みでもファックスの報告が来ない日はありませんでした。でも今は、もう心配しなくてもいいから非常に楽です。

開も、弱いのではないかと思います。NGOもそうですね。現場で仕事をしますと、きちんと一生懸命やるんですよ。だけど、全体的な援助の中での位置づけとか、そういうような考え方を持って横断的につながるということが、弱いんじゃないのかなと思いました。

それに関連して言うと、日本政府が出資援助して、UNHCR東京事務所がやっている「eセンター」(p.17参照)の緊急事態援助のトレーニングは、当初の予定では来年一杯で終わりだそうですね。参加者の多くが世界各地の人道援助の現場で活躍されているようですから、もっともっと宣伝して、続けなくてはいけないんじゃないですか。この「eセンター」のトレーニングを受けなければ、難民援助の現場には出られないというぐらいには。

それから、UNHCR国会議員連盟ができたのは広報の観点からも非常によかったですね。ぜひ議連の先生方を海外の難民援助の現場にご案内して、実態を見ていただく機会を作らないと…。特に難民問題の多いアフリカに行っていたらどうでしょうか。

### 日本国内でも、庇護希望者や認定された条約難民に対する支援見直しの動きがありますが、どうぞ覧になりますか？

**緒方**：特にこの間、中国・瀋陽<sup>しんやう</sup>の事件があって、日本においても、きちりとした難民保護と、庇護希望者の要請に応えられる、オープンな制度の確立がいかに遅れているかという反省をしなければならぬ雰囲気になりました。だからこそ、各政党からも

いろいろな提案が出てきているのです。今までの遅れを取り戻すためにも、日本に保護を求めて来る人たちには人道的な立場から対応していくべきでは。

具体的には、まず、難民と認定された人に対して、日本語の教育や生活の安定を支援することとか。政府側も今までのインドシナ難民対策を、すべての難民に対する「難民対策連絡調整会議」に変えました。それは非常にいいことですね。もう一つは、難民申請の60日以内という期限を延長して柔軟に応じる方向での早期実現が必要です。

最近の動きとして、庇護申請の人たちに対する国民の関心が高まり、彼らを助けようという弁護士のグループなどが出てきました。必ずしもイデオロギー的ではなくて、本当にプロフェッショナルな形での傾向があるようです。そういう方たちには大いに協力するべきです。これらのグループは国会議員の方と連携していますね。またUNHCR国会議員連盟の先生方は超党派でこの問題に関わっておられるでしょう。そういう動きはUNHCRとして非常に期待できるんじゃないでしょうか。

### 高等弁務官の時は、どのような時代でしたか。退官されてからのご感想は？

**緒方**：ほとんど10年間毎日、休みでもファックスで報告が来ない日はありませんでした。でも今は、もう心配しなくてもいいから非常に楽です(笑)(退官した後も)いろんな方がいらしていろいろ頼まれますが、毎日重い責任があったときに比べたら、大変さはありません。今は自分のやりたい事

「難民、ああ、かわいそう、やってあげましょう」という“チャリティ(慈善)”ではなくて、「仲間」と考えないよね。

だけをやっていればいいんですから。

とにかく、私の高等弁務官時代は、一言で言えば、本当に緊急事態の連続だったんですよ。怒涛のように100万人単位の難民の流出がずっと続いた時期です。その意味では、人道活動というものが国際的な援助活動の中心的な役割にあった時代だったから、それだけに注目も非常に得ました。そういう時代から、今度はどういう時代が来るかわからない。でも、やはり新しい難民が出ないほうがいいわけですよ。

本当に問題を解決していくためにどうしたらいいかという、私は二つあると思います。一つは先ほどお話しした人道援助と開発の「ギャップ」の問題、もう一つは「和解」の問題です。これは私が高等弁務官だった最後のUNHCR執行委員会でも取り上げられましたが、もっと広く進めるべきでしょう。それが難民問題の本当の解決と予防につながっていくからです。

### 寄付者の皆様や『UNHCRニュース』の読者へメッセージを。

#### 特に難民問題に接する機会の少ない日本子どもたちに向けてお願いします。

**緒方**：一番大事なことは、「難民、ああ、かわいそう、やってあげましょう」ではなく、「仲間」と考えないよね。人間の「連帯感」ですよ。仲間として、同じ小学校で、お互いに知り合いたいという気持ちが大切です。勉強もできない、家にもいられなくなって、逃げなくてはならなかった人たちの希望も知りたい、そしてお友だちになっていきましょいう、そちらの感じのほうが単なる“チャリティ”(慈善行為・施し)ではなくて、私は必要だと思います。日本のガールスカウトが「ピースバック」(注：新品の学用品などを集めて一人ずつ包んで難民の子どもに送る“平和の小包”プロジェクトで、1994年から継続)をやっていますよね。あれは、ほとんどの人がアフガン難民キャンプの子どもたちに何もしていなかった時代に始まったものです。日本の子どもたちからの手紙を入れて送ったりね。非常にいいことです。このような交流にも期待しています。

2002年9月2日、UNHCR東京事務所にて



本を読む子どもたち。  
写真提供：SVA

(社)ジャンティ  
国際ボランティア会(SVA)  
事務局次長  
みやけたかし  
**三宅隆史**



# 難民キャンプに 図書館を

## タイに逃れているミャンマー難民

(社)ジャンティ国際ボランティア会(SVA)は、1980年にカンボジア難民支援を契機に設立されました。2000年からUNHCRの難民支援計画実施団体のひとつとして、ミャンマー(ビルマ)からタイに逃れている難民に対する図書館活動を行っています。

タイに逃れているミャンマー難民は合計13万人で、タイ・ミャンマー国境に難民キャンプが10か所あります。この難民流出の理由は二つあります。一つは50年間も続いているミャンマー軍事政権とカレン人およびカレニー人といった少数民族の軍事組織との間の武力紛争から逃れてきたこと。二つめは、軍事政権による人権弾圧(強制労働、強制移住など)から逃れてきたことです。

安全が保障されれば、キャンプ人口のほとんどがミャンマーへの帰還を望んでいます。帰還のメドはたっていないどころか、毎年1万人が新たにタイに逃れています。残念ながら今のところ、軍事政権と民主化勢力との和解の進展は、ミャンマー難民の状況には反映されていません。

難民キャンプは1980年代中ごろに作られました。保健、食糧、居住といった分野の援助協力は多くのNGOによってなされています。学校も小学校から高校まであります。しかし、満たされていないニーズが二つあります。一つは、文化・余暇の機会が不足していることです。サッカーやバレーボールなどスポーツをするスペース以外に、子どもが安心して遊ぶことのできる場所はありません。本に触れる機会にもめぐまれていません。また、キャンプの内外での賃金労

働は一切認められていないため、そもそも働くことができません。ある高校生は、「高校を卒業したら、役に立つ仕事をしたい。でも何をしたいのかわからない」と私に言いました。

二つめは、キャンプの相当数の子ども、青年が、心理的な傷(トラウマ)を負っているという点です。たとえば、子どもに自由に絵を描かせると、「父の死」や「紛争」、「ジャングルでの生活」といった悲惨な出来事の体験を絵に描く子どもが多いのです。

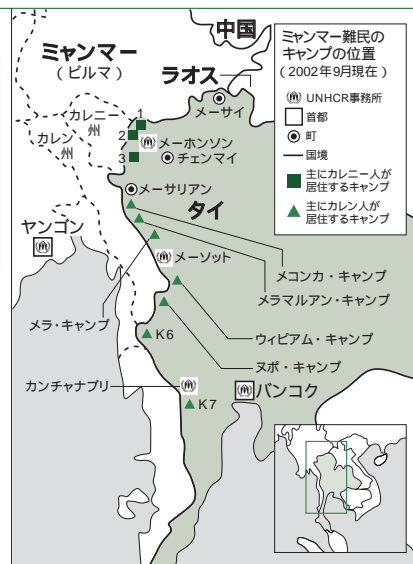
そこでSVAは図書館の活動を支援することにしました。私たちは、これまでのカンボジアやラオス難民キャンプでの活動の経験から、子どもの発達のためには、食べ物や住居だけでなく、本やおはなしも必要であると考えています。それは心の栄養となるのです。また本は、子どもの想像力を高め、子どもたちの協力する態度や創造力、感受性を高めるだけでなく、子どもの心理的な傷を癒す力もあります。

## 図書館活動の支援方法

SVAは現在、メーホンソン県のメコンカ・キャンプ(人口1万6000名)、メラマルアン・キャンプ(1万名)とターク県のメラ・キャンプ(4万1000名)、ウィピアム・キャンプ(1万7000名)、ヌポ・キ



メコンカ・キャンプの図書館。写真提供：SVA



ャンプ(1万1000名)の5つのキャンプで図書館活動プロジェクトを実施しています。それぞれのキャンプに2館か3館を設立し、合計で8つの図書館の運営を支援するものです。これらのキャンプは全て主にカレン人が居住するキャンプです。

このプロジェクトは、以下の方法で進めています。住民図書館委員会の設立。図書館の建設。図書館員の研修と支援、カレン語とビルマ語での本の選定・準備・配布、移動図書館活動(図書館が遠くて、来ることができない子どもに対する保育園や小学校への本の貸し出し)、モニタリングとフォローアップ、新しい本の出版。

中間評価は開館6か月後に行っています。一月、1館につき、子どもが1500名、成人が600名利用している事実が明らかになり、概ね目標は達成されている点が確認されました。しかし、子どもの利用者のうち9割は図書館にあるすべての本をすでに読み終えており、本の追加配布の必要性が高いことが明らかになりました。

## 人道支援における教育の重要性

難民は、力のない、かわいそうで、みじめな人たちではありません。困難な状況のなかでも生きる力と誇りを持っている人びとです。援助団体の役割は、彼らの力を高めるためのきっかけを作る「触媒」としての役割を果たすことだと思います。そのためには教育が重要です。これまでの活動の蓄積を活かして、緊急援助段階から活動に教育の要素を入れていこう今後は努力していきたいと考えています。



# UNHCRとJICAの パートナーシップ ザンビア・イニシアティブ



UNHCRジュネーブ本部  
再定住・現地定住課  
くろさわ くにひろ  
**黒澤 啓**

## Profile

1955年、茨城県生まれ。東京大学で農学修士、青山学院大学で経済学修士を取得。1980年、JICAに入団。外務省、国連開発計画へ出向後、JICA国際協力総合研修所、企画部などを経て、2001年11月から現職。

## 恒久的な解決策を求めて UNHCRの新たなアプローチ

難民問題の恒久的解決を図るためには、人道緊急支援から長期的開発への移行をよりスムーズに進めると共に、難民や帰還民を、単なる援助の受け手としてではなく、平和と開発の担い手として位置づけていくことが重要である。こうした考え方を推進していくために、ルベルス国連難民高等弁務官は、「4R」と「DLI」という2つの新たなアプローチを提唱している。4Rとは、難民の帰還事業にあたり、帰還 (Repatriation)、再定住 (Reintegration)、復興 (Rehabilitation)、再建 (Reconstruction) の「4R」に重点を置くことであり、DLI (Development through Local Integration) とは、難民が庇護国に定住することが現実的な選択肢である場合に、地元への定着を通じて庇護国の開発を支援することである。

## ザンビア・イニシアティブの背景

地元への定着は、第三国定住や母国への自主帰還と並んで難民問題の「恒久的解決策」のひとつである。最も好ましい解決策は自主帰還であるが、母国で紛争状態が続いている場合、必ずしも現実的ではない。

難民が受け入れ地域に溶け込むということは、庇護国における難民問題に持続的解決をもたらすプロセスである。難民を地元へ溶け込ませることにより、難民と受け入れコミュニティの住民の双方を援助への依存から脱却させ、自立性を高め、持続可能な生計を立てられるようにすることが重要である。難民と受け入れ

コミュニティの社会的・文化的な統合がすすめば、両者が共存し、多様かつ開放的な社会が形成されることになる。その結果、両者の格差や対立も縮小し、人々の共存と紛争予防に寄与することとなる。

その具体例がザンビアである。ザンビアでは、一部の受け入れコミュニティの生活水準が難民 (主としてアンゴラ難民) のそれよりも低く、難民と受け入れコミュニティの平和的共存を危うくしかねない状況にあった。長年、難民受け入れに寛容であったザンビア政府は、西部地域の貧困対策に難民を生産的メンバーとして参加させることにより、この地域に平和と安定をもたらすことを目的に、「ザンビア・イニシアティブ」と呼ばれるプロジェクトを開始した。

## 2002年3月、合同調査団

2002年3月、日本、欧州連合 (EU)、南アフリカ共和国、デンマーク、スウェーデン、アメリカ、アフリカ開発銀行、UNHCR、ザンビア政府合同による現地調査が実施された。JICAからは、環境・女性課とザンビア事務所のスタッフが参加した (筆者も参加)。

調査団は、難民受け入れコミュニティのニーズに緊急に対応する必要性を認め、ザンビア政府の計画を支持すると共に、以下の優先分野において、難民と受け入れコミュニティの双方を対象とした支援を実施することで合意した。

- 1) 農業 (畜産を含む)
- 2) 保健

- 3) 教育および技能開発
- 4) インフラおよび自然資源保全

## ドナーの支援状況

これまでのところ、アメリカは、本イニシアティブに約100万ドルの資金を拠出する意向を表明。カナダは、特定プロジェクト実施向けに小規模の資金を拠出する予定。デンマークは、難民キャンプに学校を建設するほか、既存のODAプロジェクトの再編により本イニシアティブへの支援を検討中。一方、スウェーデンは、HIV/AIDS関連の活動に資金拠出するという。日本は、地方病院への救急車供与のほか、農業・保健分野での長期的な協力や、既存のプログラムを利用した受け入れコミュニティへの支援も検討している。また、他のドナーも、本イニシアティブ支援を前向きに検討している。

## 今後の課題

ザンビア・イニシアティブは、難民の受け入れ国政府、人道支援機関、開発援助機関そしてドナー国の協力によるDLIの好事例となるものと期待されている。一部のアフリカ諸国は、同様の計画の自国内での実施に関心を示し、UNHCRに対して協力を要請してきている。UNHCRは、開発援助機関と関連政府に対して、開発プログラムにおける難民・帰還民の参加を今後一層働きかけていく方針である。難民がより尊厳のある生活を送れるようになれば、受け入れコミュニティに与えるマイナスの社会・経済的影響が減少し、ひいては地元社会の貧困の改善や持続可能な平和と開発に貢献するものと考えられる。



2002年3月のザンビア・イニシアティブ調査団を歓迎するために集まったナンゲシ難民キャンプのアンゴラ難民の子どもたち。  
UNHCR / S.Kurosawa



## 難民認定室の 取組みについて

法務省 入国管理局  
難民認定室長  
ささき だいすけ  
佐々木大介

本年4月に難民認定室に着任する前は、法務省東京入国管理局審査監理官として管内の入国在留に関する審査全般について見ておりました。東京入管は全国の入国・在留申請案件の約54.2%を扱い、難民認定申請案件について、昨(2001)年受理件数は331件、同処理件数は277件、受理・処理ともに過去最高の件数となり、それぞれ全国の難民認定申請案件の受理は93.8%および処理は91.7%を占めました。この難民認定申請も審査監理官の所管です。

### 難民認定室の取組み

日本の難民認定制度は、出入国管理及び難民認定法に定める手続により、難民条約に規定されている難民の認定について適正に運用されているところですが、難民と認定しない処分を不服とする訴訟が急増するなど、同制度に対する国民の関心が以前にも増して強くなっています。我が国の難民認定制度は1982年から実施され、20年が経過しました。その間に国際関係や海外の情勢には著しい変動が見られ、また、国内でも社会、経済など各方面で著しい変化がありました。このような情勢の中、増加および複雑困難化する難民認定申請案件に迅速、適正に対処して、真の難民の早期保護と制度を悪用する申請濫用者の的確な排除の必要性が求められております。

その1は、積極的な広報を行うことです。難民問題は、我が国社会のあり方や国民生活全般に深く関わる問題でもあり、これまで以上にきめ細かな難民認定の状況を広く国民に知ってもらうことが大切です。たとえば、個人が特定できな

い範囲での国別認定数や認定の理由、さらに、真の難民の保護の障害となっている申請濫用者の濫用事例や虚偽申請事例など、国民のみなさんに難民認定の実情について知ってもらい国の施策に対する判断材料の一つにしてもらうことです。

その2は、難民調査の充実です。難民認定にかかる調査は海外での調査と国内での調査があります。海外での調査は、これまで関係省庁やUNHCRを介した情報分析や調査依頼などにより行い、法務省による直接調査はなかったものの、今後は積極的に海外での調査を行うこととし、本年度はじめて9月にトルコ共和国へ職員を派遣し、その結果相当の成果を得ることができました。一方、国内での調査では、難民認定申請者の陳述または供述についてよく聴取し、申請者の陳述の足りないところや立証不足に関し、難民調査官が適切な質問を行うなどにより申請者の陳述不足や立証不足を補うべく協力・補助することに加えて、申請者の国内での生活全般について申請者の置かれている状況を十分に知ることにより、適正な調査ができるものと考えます。

その3は、難民調査官や調査を補助する入国審査官に対する教育・研修です。難民調査官は、出入国管理業務に十分な経験と知識を有し国際情勢にも精通し

た入国審査官の中の上位の一定の者が指定されています。彼らは出入国管理行政の研修の中で難民認定について累次の教育を受け、さらに難民調査官としての国際的諸知識の他インタビュー技術の手法など専門的教育を受けた難民調査のプロフェッショナルです。それでも国際情勢が時々刻々と変動する今日においてこれで十分ということはありません。引き続き難民調査官などの専門性の向上のための教育・研修を充実します。

### 所感

本年5月8日午後2時に発生した<sup>しんりやう</sup>瀋陽総領事館事件については、当初領事機関の公館の不可侵を定めた領事関係に関する「ウィーン条約」に反する外交問題であったが、これをきっかけに我が国における難民問題に発展し、国内において諸々の議論が起きました。そのような中、難民認定制度について、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の中に難民問題に関する専門部会を設けて申請期間の60日などについて検討することとなりました。難民の問題は社会秩序を維持して国民の生命と財産を守る責任と先進国の一員として必要な国際貢献などのバランスの上で、主体性をもって今後とも対処するのが肝要と考えます。難民先進国が多いといわれるヨーロッパで、最近是不法移民や不法に滞在する難民に厳しい方向に一部の国が向かっていることは、難民問題が一国にとっていかに大変困難な問題であるかということの証左であると思う次第です。



トルコ共和国、ガジアンテップ市。サッカーチーム、ガジアンテップスポーツのホームスタジアムの遠景(2002年9月)。写真提供：筆者





志学館大学法学部  
助教授

新垣 修

あらかきおさむ  
難民法に関する国際  
会議「グローバル・  
コンサルテーション」  
の第2分野の会合に  
出席。元UNHCR法  
務官補。

### 難民法 第3回

## 日本の司法 難民にとって人権の砦か？

「裁判所は人権の砦である」という表現を、読者の皆さんも一度は耳にしたことがあるでしょう。それでは、日本の裁判所は文字どおりに、難民にとって人権を保障する場であり、人権の砦たり得たのでしょうか？ 今回のコラムは、難民保護における日本の司法の役割についてのお話です。

9月20日、広島高等裁判所で出された判決の要旨が、当日午後、私の研究室に送られてきました。日本で難民の地位を申請した、ある外国人の不法入国に関する刑事事件です。この事件の重要な争点は、被告である申請者が、はたして、「難民の地位に関する条約」(以下、難民条約)で定められている難民(以下、条約難民)に該当するかどうかでした。今年6月、広島地方裁判所は、被告を条約難民と認めて刑を免除する判決を下していました。これに対し、広島高等裁判所の判決は、地方裁判所の判決を棄却し、被告に罰金を処すというものでしたが、原判決と同様、被告が条約難民であると認めました<sup>注</sup>。

私は、この判決要旨を送ってくれたマスコミにコメントを求められ、「判決は原審とあわせて画期的」と答えました。たとえば、この判決には、被告の供述内容とその他の証拠とをつきあわせて考えるなど、何が真実かを公平に見極めようとした裁判所の姿勢がにじみ出ていま

す。また、被告が難民認定手続の中でたとえ嘘を一時期ついたとしても、それ自身が被告の条約難民性を否定することにはならない、難民は嘘をつかざるを得ない状況に置かれる場合もあるのだ、という理解にたった判断も示されています。

ただ、「判決は画期的である」と口にした一方で、一種の情けなさに似た感情の方が、実は、私の胸中では支配的だったのです。それには二つの理由があります。まず、「画期的」判決は、同時に「例外的」でもあるからです。「画期的」の裏を返せば、これまで日本には、難民状況の特殊性に理解と配慮を示したような判決がほとんど存在しなかった状況を意味します。

二つ目の理由は、難民条約の加入国である他の先進諸国の裁判所や準司法的機関との格差です。「画期的」な事例としてここであげた広島高等裁判所の事実判断の方法は、「他の証拠との整合性」の原則や「嘘は反対(否定)の結論を導かず」の原則として、すでに10年ほど前に、これら諸国における難民事件に関する司法判断などで確認されたものばかりです。

例外性や格差といった問題は、難民事件の事実認定にかぎったことではありません。たとえば、難民条約の条文の解釈にしても、つい最近まで、日本の司法判断の中に見るべきものはほとんどなかったと言って過言ではありません。諸外国の司法判断の中には、難民条約の起草過程、国際人権法の発展、他国の判例や学術資料などを綿密に検証した上で、難民保護の意味と範囲を確定していった判例

や決定も少なくありません。対照的に、日本の司法判断で、しかるべき分析に基づき、難民保護に関する法的基準を示したような事例はほとんどないのです。

このようなことからすると、日本の司法が、難民にとって「人権の砦」として機能してきたとは到底思えないわけではなせ、そうなり得なかったのでしょうか。そこには、日本の裁判所の行政追従性、法曹関係者の国際難民法に対する理解不足、研究蓄積の不足、外国人の人権保障に対する無関心など、複雑で難しい要因があります。これらの要素からみ合い、日本の司法を、難民保護から遠い存在にしてしまったのではないのでしょうか。

とはいっても、広島判決だけではなく、各方面で変化の兆しが出てきているのも確かです。難民事件担当の弁護士が研究者と協力して国際難民法の原則や基準を探究し、それを訴訟で示していった例があります。また難民の地位の申請者の支援者が、諸外国の難民事件の判例や学術論文を入手し、その情報が訴訟で活用される例もありました。徐々にですが、このような行為の積み重ねが、難民保護に対する司法の意識を変える原動力になっていくような気がします。

そして変化の兆しは、決して日本国内だけで完結しているものでも、偶発的なものでもありません。むしろこのような兆候は、国家間の相互作用や国際社会の構造的変容を背景としながら非政府的プレーヤー(たとえば弁護士やNGO)が国境をこえて結びつき、その影響が、司法の次元で表出した現象ともいえます。こ

れをもう少しわかりやすく説明すると 残念ながら、今回は紙幅が足りないため、これについては、また別の機会にこのコラムでお話ししましょう。



10月5日、6日に行われた「国際協力フェスティバル」(p.18参照)では、ミャンマーからの難民が、ボランティアとしてUNHCRに協力。来場者の質問に答えた。

注：実際に処される罰金額や、条約難民性が確認された点からすると、実質的には被告勝訴に近い内容といいたいでしょう。



UNHCR日本・韓国  
地域事務所  
法務補佐  
ありま  
有馬みき

## 日本の 難民保護

第7回

### 難民のために よよい制度を

日本政府は8月7日、1) 今後は条約難民に対してもインドシナ難民と同様に定住支援策を講ずる、2) 内閣に「難民対策連絡調整会議」を設置する旨を閣議了解として発表した。連絡調整会議の第一回会合では、これまでインドシナ難民のために運営されてきた施設を条約難民も利用できるようにし、日本語教育や職業紹介を行うなど、定住支援の具体的措置が決定された。UNHCRは今回の決定を歓迎している。

また、連絡調整会議における当面の検討課題として、難民認定申請中の者に対する支援のあり方が盛り込まれた。同時に法務省では難民に関する専門部会において、難民認定制度や申請者の法的地位の問題が検討されている。いずれも重要な問題であり早期の対応が期待される。UNHCRでは日本にいる庇護希望者の面接を通してモニタリングを行っているが、多くの人が共通の悩みを抱えており、それに対処するには抜本的な制度の改善が必要であると常々感じている。ここで、私が実際に出会った人々の中から、現行制度の問題点を示すいくつかの例を紹介したい。

1. 内戦中のアフガニスタンから逃れてきたというA氏は次のような体験を語った。成田空港で庇護を求めたが、まず聞かれたのは、「どの飛行機に乗ってきたか、乗客は何人くらいいたか」といったことばかり。本国の状況やなぜ国を逃

# 日本に 来た 難民が 直面する 問題

れなければならなかったのかなどは一切聞いてもらえないまま空港の上陸防止施設に拘禁(収容)された。親切な職員もいたが、A氏は旅券を持っていなかったため、怒鳴られたこともある。数日後に難民認定申請書をもったが、読み書きができないため記入できなかった。やがて別の入管施設に移送され、そこにいた隣国出身の被収容者に代筆してもらってようやく申請書を提出できたのは日本に着いてから一か月後のこと。健康上の理由で仮放免されるまで、7か月間拘禁されていた。

2. 難民申請中のB氏は、最近日本政府から一次審査の「不認定」結果を受けた。どうすればいいかとUNHCRに相談してきたので異議申し出の制度の説明をしたところ、「誰が審査をするのか」「それで結果が変わる可能性はどれくらいあるのか」「異議申し出中に収容されることはあるのか」と矢継ぎ早に質問された。現行制度では、異議審査の担当は法務省入国管理局内の別の部署であるが、決定は一次審査と同様、法務大臣の名で出される。異議審査で結果が覆ったケースは過去20年で7件。しかも、異議申し出中は短期滞在の在留資格は更新できず、拘禁される場合もある。こう説明すると、B氏は「それでは異議を申し出ても意味

がない」と言って怒り出し、異議申し出をするよう説得するのに一苦労した。

3. 2度目の難民申請の結果を2年半以上も待っているC氏は、UNHCRから「難民性が高い」と判断されている。日本で約1年半、入管施設に拘禁された経験を持つ彼は心臓に異常があり、同様の状態にある日本人患者であれば早急に手術を勧めると医師から言われている。手術には300万円かかるが、在留資格がなく保険に入れないため全て自己負担となってしまう。とても払える額ではないので手術を先延ばしにしているが、すでに何度も発作を起こしている。

4. D氏は数年前に難民認定された。近所の人たちは親切だし、子どもも学校を楽しんでいる。それでも彼は、日本を離れてアメリカかカナダに行きたいと考えている。理由を聞くと、職場では正社員になる道がなく、制度に外国人差別を感じるし、街を歩いているだけで警官に呼び止められることもしばしばある。それに日本は帰化が難しい。日本人にはいい人も多いが、本当の意味で日本社会に溶け込むことは不可能だと感じるからだという。

どれも実在する人の話ではあるが、ここで見えてくる数々の問題点は一個人だけにとどまるものではなく、複数の人にあてはまる。それらは難民の権利保障の問題であり、また、日本が難民、ひいては外国人をいかに受け入れ、いかに共存していくかの問題である。このような人々の苦勞が少しでも軽減され、日本が難民にも暮らしやすい国になるよう、制度改善を願ってやまない。冒頭に述べた閣議了解は、20年を迎えた日本の難民支援制度にとって大きな前進である。ここで紹介したような問題も取り上げられるものと期待している。





# 私とUNHCR

UNHCRアルメニア事務所  
保護官

いとうあやき  
伊藤礼樹

第3回

スタッフプロフィール

## Staff Profile

### UNHCRとの出会い

先日、アルメニア・イラン国境でアフガン難民の存在を確認しようとしている時にふとこう思いました。「なんで自分はこんな変な所にいるのだろうか」。この国境はわずか45キロ余り。地図を見ても国境があるのかわからないのかよく分からないような辺鄙なところでした。

18年前に<sup>さかのぼ</sup>ります。私が交換留学でニュージーランドに滞在していた時に、一人のスリランカの高校生と知り合いました。彼は家があまり裕福でないので大学で公共土木の勉強をしたいが恐らくその夢は果たせないだろう、と私に話しました。同じ高校生として、そして大学に行けるのは当然と考えていたナイーブな私にとってそれは覚醒の言葉でした。これがきっかけで大学で発展途上国を中心とした国際政治学を勉強し、大学院では開発学を専攻しました。しかし、大学院一年目の夏、フィリピンのNGOで地元<sup>すく</sup>の弁護士と土地を持たない貧困農民の援助、法的支援に携わりました。それを機に、「人権」なしには開発は語れないと思うようになり、どんどん人権法の勉強にのめり込んでゆきました。

大学院を終え日本に帰り、たまたま目にした英字新聞でボスニアのUNHCRが国連ボランティア(UNV)の募集をしていることを知りました。当時UNHCRがどんな機関なのかまったく知りませんでしたが、大学院で学んだことを生かせると思いさっそく応募してみました。気がつく、1992年末には戦いのボスニアのUNHCRにUNVとして配属されていました。現場でいろいろと<sup>よま</sup>まじいもの

を目にして、理想と現実のギャップに驚愕し、そして落胆したのを覚えています。

### 「難民保護は足で稼ぐ」

ボスニアでのUNVの後、UNHCRのJPOとしてマンマーのマウンドーに赴任しました。当時、オペレーションはまだ立ち上げ準備の段階で、現地職員二人の他には誰もおらず、事務所の家具の購入に東奔西走したのを覚えています。バングラデシュに庇護を求めた約25万人のロヒンギャ人のマンマーへの帰還、そして定住のためのモニタリング、などに携わりました。道路などは整備されておらず、帰還民のモニタリングはほとんど船と徒歩が頼りでした。ここで学んだことのひとつは、「難民保護(Protection)は足で稼ぐ」ということです。つまり、現場で難民・帰還民にじかに接して初めて効果的な保護活動ができるという考えです。

その後、ルワンダでの短期の赴任を経て、 Dayton 合意後のボスニアで3年半を過ごしました。互いに戦火を交えた3民族の信頼構築、共生、そして難民・避難民の帰還がUNHCRの主な活動でした。 Dayton 合意発効直後には、民族浄化に荷担した政治家たちがまだ権力を握っており、3民族間の信頼構築活動には時間がかかり、時には危険を伴うこともありました。UNHCRの調整の下、50人のイスラム教徒元住民がセルビア人勢力の町プリヤドールを信頼構築

の目的で訪れた日の夜、90軒以上のイスラム教徒の家々が爆破されました。また、セルビア人元住民をイスラム教徒が多数を占める町に先導した時には生卵を投げられたりもしました。仕事の上では毎日がプレッシャーの連続でしたが、UNHCRの内外で色々な人に出会い、大変充実した3年半でした。

### 現在

ボスニアの後にジュネーブ本部の国際保護局に赴任になり、組織的な面と法律・理論的な面で、UNHCRそして難民保護についての勉強をさせてもらいましたが、2年で区切りをつけ現場に戻る決意をしました。現在は旧ソ連邦のアルメニア共和国に保護官として勤務しています。南コーカサス地方に位置するこの小国には、アゼルバイジャンからの難民約25万人がいます。二国間での政治的解決は、紛争開始から10年以上たった現在でも実現せず、ほとんどの難民はアルメニアに定住しようとしています。また、地理的にもアルメニアは中東、アジアそしてヨーロッパの接点にあり、アゼルバイジャン以外からの難民も庇護を求めています。こんな中で、現在私はアゼルバイジャンからの難民の法的な意味での定住促進、そしてその他の難民に対する難民法、難民資格認定手続きの整備に携わっています。

UNHCR職員に日々求められるのは、理想と現実のギャップを現場レベルでいかに縮めるかだと考えます。そのためには、UNHCR職員は刻々と変化する現実の状況を見聞し体験しなくてはなりません。つまり、「足で稼ぐ」難民保護です。人情・理想・理論・行動、この四つがUNHCR職員に求められる大切な資質なのではないでしょうか。



アゼルバイジャンからの難民家族を訪問する筆者。  
写真提供：筆者

## 「難民」 誌から

# 生きるために不可欠な

# 生活物資 まき 薪

必要だが高価、論争の的にも



「Refugees」誌 通巻127号より

難民に配給される物資のなかで一番貴重なのは、おそらく薪だろう。調理に欠かせないだけでなく、バルカン半島やロシアでは酷寒の夜を乗り切るために、アフガニスタンでは復興のために、重要な役割を果たしている。

だからこそ薪の調達と配給は大きな議論を巻き起こす。薪は必要不可欠だけでなく、高価で、森林破壊の問題から難民キャンプのレイブ問題まで、さまざまな環境・政治上の論争的になっている。

途上国の人々の大半は、食事の準備に薪を使う。そのため大規模な難民キャンプを作る時は、まず薪の供給の確保が重要になる。1990年代にルワンダ難民がタンザニアやザイールに流れ込んだ時は、付近の森林が数百平方マイルにわたって伐採されてしまった。

援助機関は、森林破壊に歯止めをかけようと物資を運び込んだが、莫大な費用を費やした割には、十分な成果は得られなかった。ヨーロッパでは、1999年にコソボ難民の暖房用薪を購入し、輸入するために数百万ドルが費やされた。また、アフガニスタンの大規模な再建計画を支援する際にも、はるばる南アフリカやタンザニアから薪を調達するために数百万ドルが支出された。だが、薪に関わるプロジェクトの多くは、どんなに十分に練られていても問題が起きる。

1990年代初めにソマリアが崩壊した時、多くの民間人が、雨の少ない隣国ケニアに逃れ、三つの難民キャンプのあるダダーブという地に落ち着いた。そこで少女を含む女性たちは、毎日薪を求めて近くの林に出かけた。しかしそこには、レイブを目的に武装暴漢がたくさん待ち構えていたのだ。

## 薪プロジェクト

女性がキャンプから出る機会を減らして性的暴力を防止するとともに、薪拾いが環境に与える影響を緩和するため、アメリカは「薪プロジェクト」に対し資金援助を行った。これは150万ドル相当のプロジェクトで、各世帯が調理に必要な薪の約30%を無償で提供する。現在、UNHCRはこのプロジェクトを継続するために80万ドルを支出しているが、そ

れでもさまざまな論議に巻き込まれている。

最近行われた調査によると、薪拾いが長期的な環境破壊をもたらすことはほとんどなく、慎重に管理すれば、半径30キロ以内にある薪で難民が必要な分を十分にまかなえるという。

また別の調査では、レイブ対策としてのこのプロジェクトの効果に疑問を投げかけている。確かに薪が配給されている期間中は、薪拾いに伴うレイブ事件は45%減少した。しかし一方で、レイブ事件そのものは増えたというのである。

プロジェクト批判派は、キャンプの治安をよくし、難民や地元住民を啓発する支援に資金を費やすべきだと主張する。だがこれには、難民女性や地元当局者、そして業者などから激しい抗議の声があがった。ある会合で、UNHCR職員は震えながらこのように報告した。「難民の女性たちは、人権や薪プロジェクトの有効性を訴えて、大声で呼び散らし、私たちに襲いかからんばかりの勢いでした。」

地元住民も、薪プロジェクトを強く擁護した。特に極貧地区では、薪プロジェクトが最大の雇用を生み出しており、請負業者にとって魅力的なビジネスとなっている。だからプロジェクトが中止されれば、地元社会と難民の双方に大きな影響を与えるだろう。

さまざまな懸念を背景に、天然資源の効果的な管理が求められている。ある援助職員は「まるで綱渡りだ」と言う。「競合する当事者間を調整し続けるのは非常に難しい。今にも綱から落ちてしまいそうだ。」



UNHCR/R. WILKINSON/CS・KEN・2002

特に配慮の必要な女性たちには、薪が配給される。



# 環境移民と難民

飢きんや洪水からの避難民も難民とみなされるべきか？

現在、世界には1200万人の難民がいる。一方、飢きんや洪水など環境災害によって避難生活を送る人の数は、その約2倍。どちらも避難を余儀なくさせられ、大規模な援助や別の場所に住む許可を必要としている点は同じだ。では、環境移民も難民と認めて、難民と同じような国際的保護を受けられるようにすべきだろうか？

武力、政治、社会、経済、環境などさまざまな理由から、世界では毎日、何百万人もが移動している。そのような中、環境移民を難民とみなすべきか否かをめぐって議論が高まっている。

UNHCRは、故郷を追われた人々を難民として支援するために50年以上前に設立された。難民とは、「人種、宗教、国籍、政治的意見、または特定の社会グループの一員であることを理由に迫害を受ける脅威があるため、国境を越えて逃れた人々」と法的には定義されている。この定義について、時代の変化を理由に論争がおこっている。数百万人に上る環境移民や、推定2000～2500万人とされる国内避難民なども難民とみなして、国際社会の法的・物的援助を受けられるようにすべきだ、というのである。難民と認定されなければ、こうした国際援助を受けることはできない。

すでにメディア、政府当局や一般市民の間では、さまざまな背景をもつ人々を包括的に「難民」と呼ぶのが一般的になっており、難民の定義は一層あいまいになっている。

この問題に関する議論は、最近の『エコロジスト』誌でも展開された。

## あいまいになる定義

ロンドンにある新経済財団(New Economics Foundation)のアンドリュー・シムズ政策部長は、次のように主張する。「『迫害』という言葉は、政府などの制度的な嫌がらせに苦しむ人々だけでなく、突然洪水が起きたり、砂漠化しかねないような土地で、貧困の進む地域に住むことを強いられている人々にも適用されるべきだ。また、地球規模の気候変動は、主に大国の「経済的・政治的決定」が原因である。その決定が破壊的な結果を招くと十分に認識しているにもかかわらず、その政策を実施するのである。しかし、「その問題の処理は、問題の発生にはほとんど無関係の」貧困国に押し付けられて

UNHCR/C.SATTTLBERGER/CS・SDN・1993



悪化する環境の犠牲者。

いるとシムズ氏は指摘する。そして、「気候変動などの問題の原因の元となっている国がある中で、各国が同様に環境避難民への責任を負うというのは正当といえるだろうか」と問いかける。

さらに同氏は、国境を越えて資本や物を自由に移動させるためには多数の国際条約が結ばれてきたが、「さまざまな理由から国境を越えて移動しなければならない人々の権利を守るためには、このような努力はなされてこなかった」と指摘する。また、「従来の定義に基いた難民を救うために、環境災害による『難民』を犠牲にはできない」として、UNHCRが環境移民も保護すべきだという見方を示した。

UNHCRは、すでに環境問題や国内避難民の支援に限定的に関わる一方で、環境移民と難民の間には根本的な違いがあると見ている。難民の場合、迫害の当事者は国家であることが多く、政府の保護が期待できないために、国際的な援助が必要になる。しかし環境移民の場合、国土がどんなに荒れていても、国家の保護を受けることは可能である。

「二つのグループを難民という名前ですべてひとくくりにしてしまうと、問題の焦点がぼやけて、それぞれに対する支援・保護努力や、問題への対応に悪影響を及ぼしかねない」とUNHCRは指摘する。ただ、こうした二つの立場も、環境移民が難民と同様の援助を必要としているという点では一致している。問題は、どの機関がどのように援助していくかである。

### 帰還難民の選定

援助対象者の選定は地元当局・コミュニティが行い、<sup>か</sup>寡婦が世帯主の家族、高齢者や障害者を抱える家族が優先的に選ばれます。

### 建材の支給と建設作業

住宅はアフガニスタンで一般的な日干し土レンガを使用し、一世帯平均8人家族が住める家を想定しています。梁、窓ガラス、窓枠、ドアなど基本的な建材がUNHCRから支給され、日干しレンガの調達や建設作業は帰還民自身が行います。建材は現地経済の活性化のため、できる限り地元から調達する予定ですが、アフガニスタンの環境に配慮し、外国から仕入れることもあります。

### 住宅完成・最終評価

地元コミュニティの代表から工事完了の通知を受け次第、UNHCRおよび事業委託を受けた非政府組織(NGO)が、住宅の最終評価を行います。UNHCRの建築基準を満たしていると確認されると、住宅建設のために収入が得られなかった期間中の所得の補助金が支払われます。

### ご寄付くださった方への報告

HCR協会は、現地でUNHCRから住宅建設プロジェクトの委託を受けている日本のNGO、「特定非営利活動法人 JEN (ジェン)」の現地オフィスなどから直接、

### 住宅再建プロジェクトの流れ

帰還難民の選定

建材の支給  
建設作業

住宅完成  
最終評価

ご寄付して  
くださった方へ  
のご報告

## アフガン帰還難民に家を！

厳寒の冬に備え、アフガニスタンでは住宅再建のために緊急援助を必要としています。「アフガン帰還難民住宅再建プロジェクト」を支援する募金キャンペーンへのご協力をお願いします。



再建された日干しレンガの家。JEN/N.Shiina



再建作業をする人々。 UNHCR/Afghanistan

情報提供を受け、ご寄付いただいた皆様へプロジェクトの進行状況を報告します。JENは難民・国内避難民の支援を1994年から実施し、ボスニアやコンゴなどでもUNHCRとパートナー契約を結び支援事業を実施してきました。今回はカブールの北西に位置するパルワン州の州都であるチャリカを拠点に住宅建設作業の推進、管理、技術支援、モニタリング、そして報告を担当してもらっています。



協力を呼びかける  
HCR協会職員  
の井上清浩。



10月5、6日「国際協力フェスティバル(p.18参照)」にて上記の「アフガン帰還難民住宅再建プロジェクト」へのご協力を呼びかけました。

[郵便振込口座]

**00140-6-569575**

[加入者名]

**HCR協会**

通信欄に「アフガン住宅再建」とご記入ください。

### ご寄付のお願い

一戸を建設するためには資材購入、技術指導などの諸費用を含め、平均10万円が必要となります。そこで、以下のようなご支援をご提案申し上げます。

一戸分 10万円  
半戸分 5万円  
一部分 1万円

また、その他の金額も受け付けておりますので、ご協力をお願いいたします。

HCR協会では目標を2000戸とし、みなさまのご協力をお願いしています。2000戸分のご寄付が集まった際には、皆様のお名前を何らかの形で現地にお伝えすることを検討しています。



# eセンター 2年目を終えるにあたって

コーディネーター

バーニー・ドイル



UNHCRの「アジア・太平洋地域人道支援センター（通称 eセンター）」が、緒方貞子・国連難民高等弁務官（当時）と高須幸雄・外務省国際社会協力部長が出席する式典で発足して以来約2年がたった。アジアと近隣地

域で、人道緊急事態が相次いで起きていたこともあり、当時はこうした組織の設立が強く求められていた。UNHCRにとっては特に東ティモールが重大な懸案事項だったが、他の機関もこのアジア地域における洪水、干ばつ、地震といった災害への緊急対応が迫られることになった。eセンターは、国連の信託基金「人間の安全保障基金」を通じて日本政府の資金拠出を受け、対象をアジア・太平洋地域に限定して活動すべく設立された。

もちろんアジア・太平洋地域で起きている人道問題はこの地域特有のものではなく、eセンターが活動してきたこの2年間だけでも、大規模な人道緊急事態が世界各地で起きている。戦争や飢きんをはじめとする人災や自然災害のため住み慣れた場所を追われる人の数は、世界のほとんどの地域で減っていない。2000年の設立当時、eセンターの活動拠点はアジア・太平洋地域、活動期間は2003年末までと限定され、同センターはそれに従って活動計画を立ててきた。

相次ぐ人間の悲劇に対応するために、アジアの人道支援組織は、アジア地域内、さらにはアフリカからアフガニスタンにいたる世界各地で独自の役割を果たしてきた。とりわけ日本の世界各地における人道活動への貢献は注目に値する。日本以外のアジア・太平洋地域の国々も、非

政府組織（NGO）や国連の平和維持部隊、あるいは二国間関係や多国間関係を通じて、これまで以上に国際人道活動に大きく貢献してきた。

こうした国際人道活動をワークショップの開催、「緊急対応ハンドブック」など資料の配布や技術提供、また、人道危機に対応して活動する団体・個人間のネットワークをつくることによってサポートするのが、eセンターの中核的事業である。さまざまな形でeセンターでの訓練を受けた人々や組織が、現在アフリカ、アジア、中東をはじめとする世界各地で人道支援活動の最前線に立って活躍して

いることは、まさにeセンターの本望とするところである。これまでにeセンターの訓練に参加した人は650人を越える。その出身組織も200以上と多岐にわたり、訓練は日本のほかフィリピン、マレーシア、オーストラリア、韓国など7か国で開催されてきた。また、eセンターはこの地域で何らかの形で人道問題に関わる人々600人以上とネットワークを作っている。

2002年も終わりに近付いた今、eセンターは活動最後の年に向けて計画を練っている。創設から2年間、積極的な活動をしてきたが、eセンターのニーズは決して減らない。あと1年間は、アジア・太平洋地域を対象としたeセンターの活動が保証されているが、それ以外の地域に関しては、依然、対象に含まれていない。世界のどこであろうと、このような罪なき紛争の犠牲者に対しては連帯して、援助の手を差し伸べる必要があるだろう。

## 「緊急対応ハンドブック」 から抜粋した 英語版ハンディ ガイドが完成

過去50年間UNHCRが蓄積してきた難民問題や人道危機への対処の仕方をまとめた「緊急対応ハンドブック」（日本語版2000年発行、440ページ）から、確認事項として特に重要な指標や基準だけを抜粋して作成しました。現場で使いやすいポケット・サイズです。全40ページ。



## アフガニスタン、住宅再建募金キャンペーン開始

UNHCRの東京事務所では10月より、同機関がアフガニスタンで進めている住宅再建プロジェクト向けの募金キャンペーンを本格的に開始した。募金目標は、東京事務所、HCR協会と合わせて4000戸分である。HCR協会が一般個人からのご寄付を呼びかける一方、東京事務所では主に法人を対象に、資金協力を求める。

アフガニスタンへの難民の帰還は、予想をはるかに越える速さで進み、UNHCRが帰還支援事業を本格的に始めた今年の3月からすでに175万人が帰国を果たしている（10月10日現在）。一方、アフガニスタンに留まりながらも、難民と同様に厳しい生活を強いられてきた国内避難民も約30万人が帰路についた。しかし、アフガニスタンに戻った帰還難民も、「住まい」がないという困難な状況に直面している。

長年の紛争により、住宅は大部分が破壊されてしまった。また、地雷や不発弾が放置されたままの状態、もとの居住地域に立ち入ることができず、新たな土地で再出発しなくてはならない帰還民も後を絶たない。難民としての生活に終止符を打ったものの、帰還しても住む所が

なく、崩壊寸前の建物に身を寄せる家族や、壊れた建物にビニールシートの覆いをかけて日差しや雨をしのぐ人々、再びテント生活を強いられる人々は数知れない。

寒さが日増しに厳しくなるアフガニスタンで、本年度中に計4万戸の住宅を再建すべくプロジェクトが進められているが、10月末までには、約2万5000戸が完成予定。来年度に関しては現在のところ約6万戸の再建を計画している。

アフガニスタンの典型的な住宅は、泥を干したレンガで作られている。このレンガは比較的容易に手に入るため、UNHCRではその他の必要建材、たとえば、アフガニスタンでは特に手に入りにくい梁用の木材、窓ガラス、ドアなどを支給する。対象となった家族は、地元住民の協力を得つつ自ら建設作業に携わるよう求められる。なお、対象者は、帰還民の中でも最も援助を必要とする家族

未亡人が世帯主の家族や、高齢者、障害者を抱える家族などが優先されるが、UNHCRが独自に決定するのではなく、帰還先の地元当局・コミュニティが中心となって選定する。UNHCRのこ

の住宅再建プロジェクトは、帰還民が帰還先の地域社会にいち早く溶け込めるように設計された地域密着・地元主導方式の事業であり、これまで世界のほかの地域でも実施されて高い評価を得ている。

このたびUNHCR東京事務所では、これまで長年にわたりご支援をいただいていた企業・団体はもちろん、より多くの組織と新たな関係を築き、UNHCRのアフガニスタンでの活動の理解と支援を広く呼びかけてゆきたい。アフガニスタンでは住宅一戸が日本円で平均約7～8万円（諸経費含まず）で建つということで、法人からは一口50万円のご寄付をお願いしている。ただし、需要の急な伸びによる物価の急騰に伴い、建設費は上昇している。（50万円以下のご寄付についてはp.16をご参照下さい）

一方、住宅以外でも緊急に資金が必要となっている。UNHCRでは、これまで移動距離によって一人あたり5～30米ドルの交通費を支払っていたが、厳しい資金状況の中、11月上旬からは支給金額を引き下げると決定した。このように、アフガニスタンでの援助活動には、当面、さまざまな分野で多大の資金が継続的に必要である。帰還民向け「住宅再建プロジェクト」以外にも、広くUNHCRのアフガニスタンでの援助活動に民間からの暖かい協力をお願いしていきたい。

## UNHCR 国際協力フェスティバルに参加

今年も、国際協力に携わる国際機関、政府機関、NGOなど約200団体が一堂に会し、「国際協力フェスティバル2002」が10月5日（土）～6日（日）、東京の日比谷公園で開催された。

今回、UNHCR東京事務所では、日本国連HCR協会と共同で出展し、パネルによるUNHCRの活動紹介の他、箱崎広報官が撮影したアフガン難民・帰還民の写真展示、ビデオ上映、広報資料の配布、国内の難民問題に関するアンケー

トの実施などを行った。UNHCR職員やインターンたちのほかエチオピアとミャンマーからの難民も加わり、来場者の質問に答えた。来場者は、日本で認定された難民の話に熱心に耳をかたむけていた。

会場では「アフガン住宅再建プロジェクト」（p.16参照）を紹介しながら募金を呼びかけ、初日にはテレビからも取材を受け、NHKニュースで広く放映され、翌日、ご寄付に訪れる方も多かった。



NHKのインタビューに答える箱崎広報官。

両日とも好天に恵まれ、世界・国内の難民問題に関心を抱く幅広い世代の方々が多数、UNHCRとHCR協会の出展ブースを訪れ、大盛況のうち2日間の出展を終えた。



## Regional Development

# 世界のUNHCRの ニュースから

### ルベルス難民高等弁務官、 開発分野への難民の 積極的貢献を提唱

ルード・ルベルス国連難民高等弁務官は、9月16日ニューヨークの国連本部で開かれた「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」に関する特別総会で、アフリカの新たな経済復興計画に難民や帰還民を関わらせるようアフリカ諸国首脳に訴えた。彼らを開発プロセスに参加させないかぎり、難民・帰還民

問題の恒久的解決策はありえないと指摘した。

「NEPADは、平和と安全保障を最優先課題にすべきでしょう。紛争の予防、管理、解決もその一部です。平和と安全保障は、UNHCRの

仕事とも密接な関係があります。数百万人への難民と避難民に持続可能な解決策をもたらすためには、平和と安全の確保が大前提となるのです」

さらにルベルス高等弁務官は、避難民の問題に対処するためには、「人道援助を超えた視野にたった、新たなアプローチを生み出す必要があります。NEPADは、深刻化するアフリカの難民危機に対して全く新しい対策を講じるチャンスを与えてくれます」と述べた。

そして、政府や人道機関、開発機関、非政府組織(NGO)による幅広いパートナーシップを築き、緊急支援と長期的開発の間に存在するギャップを埋めようと呼びかけた。こうした「ジョイントベンチャー(共同事業)」は、庇護国における難民の自立と、母国における帰還民の再定住を助けるだろう。

難民の帰還事業では、高等弁務官は自らが「4R計画」と呼ぶものを提唱している。4Rとは、帰還(Repatriation)、再定住(Reintegration)、復興(Rehabilitation)、再建(Reconstruction)である。高等弁務

官は、世界銀行のジェームズ・ウォルフエンソン総裁と国連開発計画(UNDP)のマーク・マロック・ブラウン総裁との会談で、UNHCRを含めた3機関の協力による4R計画の実現を提案した。

長期化した難民問題について高等弁務官は第2のアプローチ、「地元への定住を通じた開発(DLI)」を提唱している。その根底には、庇護国や国際社会は、難民の存在を重荷としてではなく、開発の担い手であると認識すべきだという考えがある。すでにザンビアでは、農業プロジェクトや小規模事業への支援といった難民の自立支援活動が、地元経済にプラスの効果を与えている(p.9参照)

「庇護国の社会経済構造に難民が溶け込めるようにすれば、地域全体の平和と安全を高められる」とルベルス高等弁務官は言う。「たとえば、キャンプ内で何もすることがない状態(犯罪などマイナスの事態をもたらすことがある)は解消され、難民は庇護国の開発に建設的に貢献できるだろう。同時に、帰国したとき母国の再建に寄与する技能も身に付けられる。いいことばかりなのです」

現在、アフリカにおけるUNHCRの援助対象者は長期化した紛争により生まれた難民約300万人を含む420万人である。

UNHCR/A.Hollmann



マラウイのモザンビーク難民のキャンプ、1998年。

### UNHCRと韓国出入国管理局、 出入国管理官向け ワークショップを実施

9月12日、13日の両日、UNHCRソウル事務所と韓国法務部出入国管理局は、韓国各地の出入国管理官を対象とするワークショップをソウルで実施した。7年前から、こうした出入国管理官向けの研修を毎年開催してきたが、2001年にソウル事務所が開設されてからは2度目である。韓国は1992年、1951年の難民条約に加入した。ワークショップは、韓国出入国管理局長とUNHCR日本・韓国地域代表によって開会された。

2日間にわたるワークショップでは、

さまざまなテーマの講義、グループでの事例研究およびシミュレーション、韓国の専門家による発表など、難民の認定・保護に関わる幅広いテーマが盛り込まれた。研修はUNHCRと出入国管理局(以下、「入管局」)の共同で実施され、難民保護の基本的な条件や、韓国の入管局が庇護申請の受理と難民の地位認定手続きで使用しているガイドラインの解説のほか、面接の進め方や庇護希望者受け入れの最低限の基準といったテーマも取り上げられた。

さらに、入管局は、新たに拡大された「難民認定評議会」の機能に関する小人数のセッションを開いた。同評議会は、韓国への庇護申請を見直し法務部に勧告



ワークショップ開会式。中央が、韓国出入国管理局長。

することを目的に、入管局が今年初めに設立したもの。弁護士や学識者そして韓国政府・婦人部の職員など民間からも参加できる。

ワークショップには、出入国管理官のほかに、「難民認定評議会」から大韓赤十字社、警察庁、国際情報院の代表をはじめとする評議員も参加した。

# 日本の 歴史と庇護

Sun Wen [ Sun Yat Sen ]

近代中国建国の父として今日でも中国国民に慕われる孫文は、1866年に広東省で生まれました。彼は腐敗した清朝と西欧諸国による植民地化のもとで、中国民衆がいかに過酷な生活を強いられているかを目の当たりにして育ちました。彼がめざしたのは、現代立憲共和制のもとでの独立した中国国家の設立でした。

日清戦争での清朝の敗退と弱体化を機に、孫文は最初の広州蜂起を起こしますが、失敗に終わります。そして、日本、アメリカ、イギリスへの彼の16年にも及ぶ亡命生活が始まりました。

孫文は日本を活動の根拠地とし、後に、冒険家である宮崎滔天<sup>とうてん</sup>と出会います。宮崎は孫文の政治活動に全面的に協力し、彼を犬養毅、大隈重信、尾崎行雄など日本政界での有力者に紹介します。そして、孫文は、政財界からの積極的な支持と援助を受けることになります。

その後、ヨーロッパに渡った孫文は、

## 孫文

[ 1866 ~ 1925 中国 ]

日本からの  
一時庇護を受けた  
近代中国建国の父



庇護国：  
日本、アメリカ、イギリス

写真：宮崎智雄氏所蔵

種々の政治機構を学びますが、西洋の民主主義の実態に失望し、1905年に再度日本に戻ります。そこで、「三民主義」と言われる、彼独自の民主主義理論を固めます。それは、当時の清朝支配からの独立をめざす民族主義、西欧型とは異なる5権分立憲法を基盤とし、土地改革を通しての民衆の生活向上をめざす民生主義です。そして中国同盟会を結成しました。しかしながら、広州蜂起の拳兵以後も蜂起の鎮圧は繰り返され、孫文は中国国内はもちろん、近隣国においても、自由に生活が出来なくなります。こうした政治的な問題のため孫文は、アメリカへと渡ります。

1911年10月、孫文はアメリカで武昌蜂起成功を知りますが、経済的援助を求

めてヨーロッパに再度渡ります。そして、ロンドンで「新共和国の大統領に推す」という内容の電報を受け取り、急きょ帰国。選挙を経て、1912年1月1日、孫文は臨時大統領に就任しました。その後、皇帝が退位し、孫文は中華民国の建国を宣言します。しかし、次の10年間、実効的な支配権力は地方の軍閥勢力に移り、孫文は、日本に再び渡りました。

第1次世界大戦後、中国国民党を結成。1924年にはソ連や中国共産党と手を結び、国民革命を進めました。

翌25年、孫文は、「革命未だ成らず」と言い残し、北京でその一生を閉じました。彼は「政治声明」に次のように書いています。「40年間、私は自分の生涯を、我が国民の革命運動に捧げてきた。私の唯一の目標は、諸外国に対し自由と平等を堅持した中国を確立することであった。40年間の経験を通じて、私はこの目標を達成するためのただひとつの道を確認するに至った。それは、我が国民の意識を覚醒し、我々と対等に手をつなぐ他の諸国民と団結し、連帯していくことである。」

参考文献：「孫文」堀川哲夫 清水書院

「孫文」横山英・中川義弘 清水書院

「革命浪人」三好徹 中央公論社

「中国の歴史7」陳舜臣 平凡社

「革命家 孫文」藤村久雄 中央公論新社

## 難民支援募金にご協力ください



UNHCR/Afghanistan

### ご支援の方法

郵便局から募金を振り込む。

口座番号 00140-6-569575

口座名 HCR協会

皆様からのご寄付は世界約120か国で活動するUNHCRが最優先とする地域での支援に使わせていただきます。通信欄に以下のようなご指定を記入していただくこともできます。

アフガン難民：支援事業全体へ

アフガン

住宅再建：住宅再建プロジェクトへ

住宅再建

次のような支援方法もあります。

寄付や会費に、郵便局の自動払込みを利用する。継続的なご寄付は着実に活動を実施するのに役立ちます。

「助っ人会員」になって、地域の人々に支援を呼びかける。

定期的に寄付する「プレジドナー」になる(ご指定の記念日にメッセージカードをお送りいたします)。

ホームページからお申込みいただけます。また、ご連絡をいただければ資料を郵送いたします。

注)「緊急ファンド」の取扱いについて

2001年10月以来、アフガン難民支援事業に充てられてきましたが、2003年からは再び「緊急時に速やかな対応ができるように蓄積しておく基金」とさせていただきます。

その他、詳細はお問い合わせください。



特定非営利活動法人  
日本国連HCR協会

Tel.03-3499-2450 Fax.03-3499-2273  
ホームページ <http://www.japanforunhcr.org>